

特別養護老人ホーム若槻ホーム運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人若槻ホームが設置する特別養護老人ホーム若槻ホーム（以下「事業所」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護状態にある利用者に対し、適正な介護老人福祉施設入所者生活介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所は、施設サービス計画に基づき、可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入浴、排泄、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与、その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的とする。

2 入所者の意思及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立って指定介護老人福祉施設サービスの提供に努める。

3 明るく家庭的な雰囲気有し、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、居宅介護支援事業者その他保険医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるとともに、関係市区町村とも連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

(名称及び所在地)

第3条 名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名称 特別養護老人ホーム 若槻ホーム
- (2) 所在地 長野市田中 1464-1

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所における職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1人
事業所の職員の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) 医師 1人(非常勤)
入所者の診療、健康管理及び保健指導にあたる。
- (3) 生活相談員 1人以上
入所者またはその家族からの相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。
- (4) 介護職員 17人以上
入所者の生活全般についての介護業務を行う。
- (5) 看護職員 3人以上
入所者の診療の補助及び看護並びに保健衛生管理に従事する。また、看護責任者は医師の指示を受け、看取り看護・介護に係る体制整備を図る。
- (6) 管理栄養士 1人以上

給食献立の作成、栄養ケア計画に策定及び栄養指導を行う。

- (7) 機能訓練指導員 1人以上

利用者の心身の状況等を踏まえて、必要に応じ日常生活を送る上で必要な生活機能の改善または維持のための機能訓練を行う。

- (8) 介護支援専門員 1人以上

入所者の能力等を勘案し、自立した日常生活を営むことができるよう、施設サービス計画を作成する。

(入所定員)

第5条 指定介護老人福祉施設の入所定員は、60人とする。

(サービスの内容)

第6条 事業所のサービス内容は、以下のとおりとする。

- (1) 食事・入浴・排泄その他日常生活上の介護。
- (2) 栄養並びに利用者の心身状況及び嗜好を考慮した食事の提供。
- (3) 適切な健康管理。
- (4) 生活機能の改善又は維持のための機能訓練。
- (5) 入居者及びその家族に対しての各種相談、助言その他必要な援助。
- (6) 教育娯楽及びレクリエーション活動の提供。
- (7) 地域及び家族との交流の機会の確保。

2 身体上または精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ居宅においてこれを受けることが困難な者に対し、指定介護老人福祉施設サービスを提供する。

3 サービスの提供にあたっては、施設サービス計画に基づいて、要介護状態の軽減または悪化の防止に資するよう行う。

(利用料その他の費用の額)

第7条 指定介護老人福祉施設の利用料の額は厚生労働大臣が定める基準によるものとする。

2 その他の費用として、事業所において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その入所者に負担させることが適当と認められる費用。

3 食事に係る費用負担

被保険者第1から第3段階については食事に係る告示上の負担限度額とする。第4段階については重要事項説明書に定めた額とする。

4 居住に係る費用負担

被保険者第1から第3段階については食事に係る告示上の負担限度額とする。第4段階については重要事項説明書に定めた額とする。

(施設利用にあたっての留意事項)

第8条 災害その他やむを得ない事情がある場合を除き、入所定員及び居室の定員を超えて入所させない。

- 2 入所者の使用する施設、食器その他の設備または飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、医薬品などの管理を適正に行う。
- 3 感染症の発生、蔓延しないよう、必要な措置を講じる。
- 4 入所にあたっては、懇切丁寧を旨とし、入所者またはその家族に対して処遇上必要な事項について、理解しやすいように説明を行う。また、入所者の心身の状況を踏まえて、日常生活に必要な援助を適切に行うとともに、施設サービス計画書に基づき、機能訓練及び日常生活を行う上で必要な援助を行う。

(サービス利用者側の留意事項)

第9条 入所者が、指定介護老人福祉施設サービスの提供を受けるさい、入所者は、入所生活上のルール、設備の利用上の留意事項を守り、サービスの提供を受けることとする。

- (1) 施設内で他の利用者に対する宗教活動及び政治活動は行なわないこと。
- (2) 施設内で、ペットの持ち込みおよび飼育は行なわないこと。

(サービスの中止)

第10条 事業者は、サービスの提供を受けようとする入所者が、故意または重大な過失により事業者又はサービス従業者もしくは他の入所者の生命・身体・財産・信用等を傷つけ、または著しい不信行為を行うことなどにより、サービス提供を継続しがたい事情を生じさせた場合は、サービス提供を中止することができるものとする。

(入院期間中の対応)

第11条 事業所は、入所者が病院又は診療所に入院する必要がある場合であって、入院後概ね3カ月以内に退院することが明らかに見込まれるときは、入所者及び家族の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び施設に円滑に入所できるようにする。

(退所)

第12条 事業者は、次の各号にいずれかに該当する場合は、市町村又は当該入所者に係る居宅介護支援事業所との密接な連携を図り、契約を解約することができるものとする。

- (1) 入居者から解約の申し出があった場合。
- (2) 入居者が病院等に3か月以上入院若しくは入院が見込まれる場合。
- (3) 入居者が死亡した場合

(緊急時等における対応方法)

第13条 指定介護老人福祉施設サービスの提供を行っている時に入所者に病状の急変等が生じた場合は、速やかに主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じる。

(非常災害対策)

第14条 事業者は、消防法令に基づき防火管理者を選任し、消火設備、非常放送設備、災害・非常時に備えて必要な設備を設ける。

- 2 事業者は、非常災害等に対して具体的な消防計画等を策定し、職員及入所者が参加する通報及び避難訓練を年2回以上実施する。なお、そのうち1回以上は夜間を想定した訓練を実施することとする。
- 3 施設の非常災害設備は定期的に自主的及び専門業者により定期的に点検を行う。
- 4 事業者は、関係機関への通報体制を整備し、定期的に職員に周知する。
- 5 事業者は、災害等に備え3日以上非常食を備蓄することとする。

(苦情処理 情報開示)

- 第15条 利用者からの相談、苦情については窓口担当者を設置し、介護老人福祉施設サービスに関する利用者の要望、苦情に対し迅速かつ適切に対応する。
- 2 利用者から提供するサービスについて説明を求められた場合には、説明に応じ必要な資料提供を行う。
 - 3 情報開示資料として事業計画及び財務内容に関する資料を閲覧可能にしておく。

(地域との連携等)

- 第16条 地域に開かれた介護老人福祉施設として、地域住民やボランティア団体との連携及び協力を行なう等地域との交流に努める。
- 2 地域交流スペースを地域住民及びボランティア団体に幅広く活用してもらうよう広報に努める。

(事故発生時の対応)

- 第17条 入所者に対するサービス提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、当該入所者の家族等に対して連絡を行なう等必要な措置を講ずる。
- 2 事業者は、事故防止委員会を設置して、事故の分析、改善策等を話し合い関係職員に周知させることとする。また、事故防止委員会はヒヤリハット集計を行い事故防止に向けた対策を話し合い、入所者の安全確保に努めることとする。

(虐待防止)

- 第18条 事業者は、入所者の人権の擁護・虐待等の防止のため、次の措置を講じるものとする。
- (1) 定期的開催する虐待防止委員会において虐待の防止のための対策を検討し、その結果について事業所職員に周知徹底する。
 - (2) 虐待防止に関する指針を整備する。
 - (3) 事業所職員に対し、虐待の防止のための研修を開催する。
 - (4) 上記の措置を適切に実施するための担当者を選定する。
- 2 事業者は、サービス提供中に当該事業所職員又は擁護者（利用者の家族等高齢者を現に養護するもの）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

(身体拘束)

- 第19条 入所者又は他の入所者等の生命または身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他入所者の行動制限する行為は行わない。緊急やむを得ず

身体拘束を行う場合には、その態様及び時間、期間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由を記録し同意を得る。

(褥瘡予防対策)

第20条 事業者は、入所者に対し、褥瘡予防対策として対策指針を定めるとともに、その発生を防止するために医療・介護・栄養関係者等が協力し適切な介護に努める。

(感染症対策)

第21条 事業者は、感染症対策として次の事項を行うこととする。

- (1) 感染症及び食中毒の発生、まん延を防ぐために事故防止委員会等の会議を定期的に開催し、議事内容等を職員に周知する。
 - (2) 各種感染症に対するマニュアルを整備するとともに、定期的に職員研修会を開催する。
- 2 施設内において感染症の発生又は発生が疑われる場合には、あらかじめ定められた感染対応マニュアルに沿って適切に対応する。また、必要に応じて保健所若しくは長野市の指導助言を得るものとする。

(守秘義務)

第22条 事業所の職員は、業務上知り得た入居者又はその家族に関する事項を正当な理由なく第三者に漏らさないものとする。また、退職後も同様とする。

(記録の整備)

第23条 介護老人福祉施設サービスを提供するにあたり次に掲げる記録を整備し、その完了の日から5年間保存する。

- (1) 施設サービス計画書
- (2) 介護老人福祉施設入所者生活介護に係る記録
- (3) 緊急やむを得ない場合に行なった身体拘束に関する記録
- (4) 入所者に関する長野市への通知に関する記録
- (5) 苦情内容等に関する記録
- (6) 事故及び事故に際してとった処置に関する記録

(その他の運営に関する留意事項)

第24条 職員の質的向上を図るための研修の機会を設け、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後 3ヶ月以内
 - (2) 継続研修 年2回
- 2 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は社会福祉法人と事業所の管理者との協議により定めるものとする。

(改正)

第25条 この規程の改正・廃止するときは、社会福祉法人若槻ホーム理事会の議決を経るものとする。

(附則)

この規程は、平成 14 年 7 月 16 日から施行する。

平成 17 年 10 月 1 日改正

平成 18 年 4 月 1 日改正

平成 22 年 3 月 25 日改正

令和 2 年 9 月 16 日改正

令和 3 年 7 月 1 日改正

令和 4 年 4 月 1 日改正